

指定給水装置工事事業者申請

<p>申請書の内容</p>	<p>水道事業者が本部町内の給水装置の新設等の設計および工事を行う場合は、本部町指定給水装置工事事業者の指定を受けなければなりません。指定を受けようとする者は、申請が必要となります。</p>
<p>申請できる者</p>	<p>水道工事事業者で、次の要件をすべて備えている人。 (1) 事業所ごとに給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者をおくこと。 (2) 水道法施工規則第20条に規定する機械器具を有すること。 ・水道法施工規則第20条で規定する機械器具 ・金切りのこその他の管の切断用の機械器具 ・やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具 ・トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具 ・水圧テストポンプ (3) 次のいずれにも該当しないこと（水道法第25条の3第1項第3号） イ. 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者 ロ. 法に違反して、刑に処せられ、のそ執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 ハ. 本部町指定給水装置工事事業者規則第8条第1項の規定により指定を取り消されその取消の日から2年を経過しない者 ニ. その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 ホ. 法人であって、その役員のうちイからニまでのいずれかに該当する者があるもの</p>
<p>指定申請書</p>	<p>(1) 指定給水装置工事事業者指定申請書（様式1） 添付書類 ・法人の場合は、定款及び登記事項証明書 ・個人の場合は、住民票の写し又は、外国人登録証明書の写し ・営業所の平面図及び写真並びに付近見取図 (2) 誓約書（様式2） (3) 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書（様式3） 添付書類 ・給水装置工事主任技術者免状、主任技術者証の写し (4) 機械器具調書（別表）</p>
<p>変更の届出</p>	<p>(1) 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書（様式10） 届出が必要な変更事項（法で定められている事業所の名称及び所在地以外のもの） ・氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名 ・法人にあつては役員の氏名 ・給水装置工事主任技術者の氏名又は給水装置工事主任技術者の給水装置工事主任技術者免状の交付番号 変更の届出の手続き ・変更のあつた日から三十日以内に届出 ・法人の名称等の変更した場合は、定款、寄付行為、登記事項証明書を添付 ・氏名等の変更の場合は、住民票の写し、外国人登録証明書の写しを添付 ・法人の役員の変更をしたい場合は、登記事項証明書を添付 ・法人の役員を変更をした場合は、水道法25条の3第1項第3号に適合する旨の誓約書を添付</p>
<p>休止 廃止 再開 の届出</p>	<p>(1) 指定給水装置工事事業者 廃止 休止 再開 届出書（様式11） 事業の廃止及び休止(再開)の場合の手続き ・休廃止の場合は三十日以内に届出 ・再開の場合は十日以内に届出</p>